

平成二十三年三月八日受領
答弁第一〇九号

内閣衆質一七七第一〇九号

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員中川秀直君提出前経済産業省資源エネルギー庁長官の再就職問題に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員中川秀直君提出前経済産業省資源エネルギー庁長官の再就職問題に関する再質問に対する
答弁書

一について

御指摘の再就職事案については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する再就職等規制に抵触する疑いのある具体的な事実が判明しているわけではない。政府としては、同法に規定する再就職等規制違反行為に関する監視機関の調査等の権限は、中立公正の第三者機関が行使することが適切であると考えている。

二について

御指摘の再就職事案について経済産業省が東京電力株式会社の詳細を確認したところ、同社から得た回答は、同社として、石田前経済産業省資源エネルギー庁長官（以下「石田氏」という。）のこれまでの経験、識見等を勘案して、平成二十二年十二月九日に同社の清水取締役社長から石田氏に対して顧問への就任を依頼し、同月十五日に清水取締役社長に対して石田氏から就任を受諾する旨の回答があり、平成二十三年一月一日付けで同社が石田氏と顧問契約を締結したということ、また、石田氏は、報酬を得て、同社

の経営全般についてアドバイスをを行う立場としての業務に携わるということであった。